



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 72 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

(水 産 課)

公布された条例等のあらまし

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則 (規則第52号)

1 規則の概要

- (1) 島根県信用漁業協同組合連合会が漁業協同組合 J F しまねに包括承継されることに伴い、融資機関の名称を改めることとした。(第 2 条・別表関係)
- (2) 資金の種類に長期の運転資金である漁業経営緊急支援資金 (平成21年 3 月31日までにを行う融資に係るものに限る。)を新設することとした。(第 4 条・別表関係)
- (3) (2)の漁業経営緊急支援資金に県の認定制度を導入することとした。(第 7 条関係)
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第52号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則 (平成12年島根県規則第102号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第11条第 1 項第 3 号及び第 5 号の」を「第11条第 1 項第 5 号及び第 7 号に掲げる」に改め、同条第 4 号中「及び島根県信用漁業協同組合連合会 (以下「信漁連」を「並びに法第11条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事業を行う漁業協同組合 (以下「取扱漁協」に改める。

第 3 条第 3 項中「第 4 条第 1 号」を「次条第 1 号」に、「ついては、」を「あつては」に改め、「1.3」の次に「を乗じて得た額以上の融資を、同条第 4 号に掲げる資金にあつては預託又は貸付けを受けた額に1.46」を加える。

第 4 条に次の 1 号を加える。

(4) 漁業経営緊急支援資金 (平成21年 3 月31日までにを行う融資に係るものに限る。以下同じ。)

第 7 条第 1 項中「漁業活性化資金」の次に「又は漁業経営緊急支援資金」を、「者」の次に「(次項に規定する者を除く。)」を加え、同条第 2 項中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は漁業経営緊急支援資金の融資を受けようとする者のうち知事が定める額を超える額の融資を受けようとする者」を加える。

第12条中「又は長期漁船建造資金」を「若しくは長期漁船建造資金又は漁業経営緊急支援資金 (知事が定める額を超え

る額の融資を受ける場合に限る。)に、「第8条」を「第8条第1項」に改める。

第15条に次の1項を加える。

2 漁業経営緊急支援資金の借受者(第8条第1項の規定に基づく認定を受けた者に限る。)は、融資を受けた日から融資期間満了までの間、毎年、貸借対照表、損益計算書その他の決算関係書類を知事に提出しなければならない。

別表漁業活性化資金の項中「0.76パーセント」を「0.83パーセント」に、「0.89パーセント」を「0.99パーセント」に、「信漁連」を「取扱漁協」に改め、同表新規漁業着業支援運転資金の項中「0.76パーセント」を「0.83パーセント」に、「0.89パーセント」を「0.99パーセント」に、「信漁連」を「取扱漁協」に改め、同表長期漁船建造資金の項中「2.2パーセント」を「2.0パーセント」に、「0.76パーセント」を「0.83パーセント」に、「0.89パーセント」を「0.99パーセント」に、「信漁連」を「取扱漁協」に改め、同表に次のように加える。

漁業経営 緊急支援 資金	漁業者	資材、漁具 の購入等漁 業生産活動 に必要な資 金	知事が 別に定 める額	年 1.2 パーセ ント	6年 以内	2年以 内据置 き元金 均等半 年賦	融資機関又 は基金協会 の定めると ころによ る。	融資機関の 定めるとこ ろによる。	年0.83パーセ ント。ただ し、20トン以 上の漁船を使 用して漁業を 営む者にあっ ては、年0.99 パーセント	取扱 漁協
--------------------	-----	---------------------------------------	-------------------	--------------------	----------	--------------------------------	---------------------------------------	-------------------------	---	----------

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の認定又は決定に係る融資について適用し、同日前の認定又は決定に係る融資については、なお従前の例による。